

いのちと健康

ニュース

NO. 96

1995年 9月15日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館3F TEL. FAX 052-883-6966
編集発行責任者 中原 東四郎

[全国労働組合総連合] 『いのちと健康を守る活動方針』決定 7/26～28、第13回定期大会

全労連第13回定期大会が、7/26～28
東京都中央区立中央会館で開催され、
「いのちと健康を守る活動方針」が決定
されましたのでご紹介します。

(NO. 95からつづく)

(2) 「学習交流集会」や「活動家養成講座」などを開き運動交流や活動家養成をはかるとともに、職場の活動家のための「パンフ・リーフ」等の発行、他の課題ともあわせ労働者の「労働実態や健康状況」などの総合調査を行なう。

また、「安全・衛生週間」のとりくみや宣伝を強化する。重大事故の発生などには、関係組織との対策会議や現地調査要請行動や交渉など行なう。

(3) 過労死や労災・職業病の認定・補償闘争でたたかっている仲間を支援し、関係団体との共同行動を強化する。

そのために、関係団体と共同で要求をまとめ、労働省交渉や署名にとりくむとともに、自治体の「意見書・決議採択」を求め自治体要請行動を行なう。

また、労災認定や補償闘争をたたかっている遺族や組合、団体等を支援するとともに、共同行動を発展させる。

(4) 労災補償に関する審議会等の労働側委員や審査会参与等に全労連の代表を

お知らせ

[名古屋過労死を考える家族の会]

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁 11F (1101号法廷)

※日程が変更される場合もありますので
お確かめの上、お出かけください。

- | | | |
|-----------|-------------|--------------------------|
| 9/20 (水) | am10:00 | ～鈴木 (美) さん |
| 9/20 (水) | am10:30 | ～12:00 柏木さん
(田淵Dr 尋問) |
| 9/25 (月) | pm3:00～4:00 | 渡辺 (光) |
| 9/27 (水) | am10:00 | ～新井さん
(弁論再開) |
| | pm 1:10 | ～鈴木 (俊)
(結審予定) |
| 9/29 (金) | pm1:00 | ～植松さん
(判決) |
| 10/4 (水) | pm1:30～3:00 | 北口さん |
| 10/13 (金) | pm1:30～3:00 | 遠藤さん |
| 10/23 (月) | pm3:00～4:00 | 渡辺 (光)
(証人) |
| 10/27 (金) | pm1:30～2:10 | 永須さん
(証人) |

✓ 入れるよう働きかけを強化する

また、関係団体や学者・研究者などと過労死・労災・職業病をなくし「いのちと健康を守る」共同したとりくみをつよめながら、「全国センター」の早期結成をめざす。

主催：愛知働くものの健康センター
第5回 労働安全衛生活動学習交流集会
10/14(土)～15(日)、「犬山館」

労働安全衛生法は、使用者に法的義務や責任を課していますが、なかなか順守させることは困難です。

これを打開していくのは、労働者自身と労働組合の姿勢にかかっています。

労働者は、身体が資本です。かけがえない身体を健康に維持していくことこそ一番大切なことです。

そのために労働安全衛生活動を労働者自身のものにしていく努力が必要です。

今回で第5回の交流集会になりますが「職場での労働安全衛生活動」を具体的にどのように進められているか実践した報告をしてもらい、それをもとに経験交流を行ない、おたがいに学びあうことにします。

労安担当役員と職場の安全衛生委員の方は、積極的に参加をお願い致します。

~~~~~  
[ 開 催 要 項 ]

(名称)

第5回労働安全衛生活動学習交流集会

(日時)

10月14日(土) 午後2時より

15日(日) 正午 まで

(場所)

犬山市「犬山館」

(名鉄犬山線「犬山遊園」下車)

(参加費)

宿泊・資料費 13,000円

(当日、会場受付でお受けします)

(申込み)

10月6日(金)までに参加者の氏名所属名をTEL・FAXで事務局に申込みください。

新刊図書紹介

~~~~~  
自治体労働者の労働安全衛生読本

いのちと健康を守る

~~~~~  
全国の都道府県、市町村職場で起きている過労死を公務災害として認定させる活動や、安全衛生活動のすすめかた、現行認定基準の問題点などを明らかにしています。ぜひご一読を!

定価 2500円・発行 学習の友社

~~~~~  
いのちと健康を守るために
はたらく者の安全衛生活動

~~~~~  
定価 1,000円・発行 学習の友社

職場の安全衛生活動に活用を!

①『知っておきたい・シリーズ 5』

定価 250円

②『自治体労働者の労働安全衛生読本』

定価 2500円

③『はたらくものの安全衛生活動』

定価 1000円

健康センターで頒布しています。

TEL (052) 883-6966



## 職場の安全衛生

全日本教職員組合書記次長三栄国康氏（愛高教出身）が執筆された「学校にも労働安全衛生法の適用を」の小論文が、5/29付「赤旗」評論特集版に掲載されています。

学校の労働安全衛生活動の指針としてご紹介します。

（NO. 95からのつづきです。）

~~~~~  
男女別のトイレなしが3割も
~~~~~

その集計の結果は、「男女別トイレがない」が3割、「男女別更衣室がない」が4割、「男女別休憩室がない」は9割となっています。

あまりにも劣悪な教職員の無権利な実態がうきぼりにされ、大きな怒りをよびおこしました。

トイレ設置の不備な実態については、「朝日」がイラスト入りで大きく報道して反響をよび、その後もマスコミの現場取材がつづいています。

自治省は、'94年秋になると「学校保健法と労安法は目的がことなるのに、学校現場では（「文部省」とはいわないで）学校保健法に目を向けがちな行政をすすめたために、労安法の実施が遅れている。労安法の徹底が必要である」との姿勢を明確にするようになりました。

（12/3付「日本教育新聞」など）

以上のような経過で明らかのように、文部省の「方針転換」答弁を引き出した高橋質問の成果は、この4年間の全教の運動、それにもましてそれ以前から奮闘してきた全国の各教組のとりくみを背景に結実したものです。➔

✓ \*\*\*\*

学校保健法と

労働安全衛生法の違い

\*\*\*\*\*

学校保健法（学保法）は、その目的が「学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」であり、教職員のいのちと健康について行政が責任を負うものではありません。

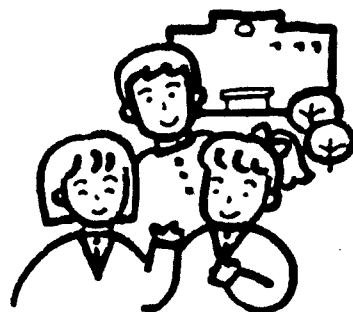
現に学保法第23条の「学校医の職務の準則」では、職員の健康診断に従事するのは、「教育委員会などの求めにより」とされていて、医師が必ず教職員の健康診断を行わなければならないという制度ではありません。

労安法は、その目的を「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な作業環境の形成を促進すること」

（第1条）と明記し、第3条でその目的に責任を負うのは、事業者（この法では教育委員会と校長にあたる）であることを定め、「事業者は、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と明確にされています。

学保法との目的の違いは、責任の所在についても明瞭な相違を示しています。

（NO. 97につづく）



〔主催：健康と家庭を守る会〕  
協賛：愛労連 自由法曹団 愛知労問研  
愛知働くものの健康センター

## 出向・転籍を 考えるシンポジウム

8/26、50 団体 110 名参加

大企業職場では、リストラ「合理化」の名のもとで大規模な人員整理・削減が強行されています。

その主要な手段の一つ「出向・転籍」があります。

企業は、円高・不況下での「企業の存亡」をかけたものと位置づけ強行しています。まさに労働者の犠牲のうえにすすめられています。

シンポジウムでは、このようなリストラ「合理化」の実態を法律的な面と理論的な面から分析深められました。

報告では、「職場のリストラ合理化とたたかい」と題して住友軽金属の労働者鈴木明男氏と日立製作所 成木彦郎 氏と石川島播磨 田島隆一 氏の三名の方からされました。

パネラーの報告は、名古屋南部法律事務所の竹内平弁護士、愛知労働問題研究所の大本一訓所長、名古屋大学法学部の石田真教授、愛知働くものの健康センターの山田信也理事長の四名の方からそれぞれされました。

参加者からも活発な発言があり有意義で内容のあるシンポジウムとなり終了しました。

(事務局)

## 新刊図書紹介

### 働くもののパンフレット

知っておきたい・シリーズ 5

## 働くものの生命と健康を守るために

編集・全国労働組合総連合（全労連）

発行・（株）アキコ企画

定価・250円

### 目次 はじめに

#### I. 健康を考える

- (1) 自分でできる過労度チェック
- (2) 仕事でおきる過度のストレスと慢性疲労
- (3) ひとごとでない過労死
- (4) 過度の「疲労とストレス」からどう健康を守るか

#### II. いのちと健康を守るために

- (1) 労働者の権利と使用者の義務
- (2) 職場での安全衛生点検
- (3) 長時間労働と深夜労働の規制
- (4) 快適な職場環境と労働条件の改善を目指して

①快適な職場環境をつくろう

②腰痛予防対策指針について

③VDT指針について

- (5) エイズをはじめとする弱者対策

#### III. 労災認定と補償を勝ちとるために

- (1) 労災保険と労働者の権利
- (2) 労災認定と補償の問題
- (3) 労災認定をめぐる裁判闘争

#### IV. 労働組合の活動と役割

- (1) 最低基準をこえる権利の確立を
- (2) 労働者の立場でしか解決できない